

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 興福寺の資財帳について   |
| Sub Title        | On several ancient inventories of the Kofukuji (興福寺)  |
| Author           | 松田, 和晃(Matsuda, Kazuaki)  |
| Publisher        | 三田史学会   |
| Publication year | 1987  |
| Jtitle           | 史学 (The historical science). Vol.56, No.4 (1987. 2) ,p.43(457)- 84(498)   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 論文  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870200-0043">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19870200-0043</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 興福寺の資財帳について

南都の古刹、興福寺の歴史を研究する上でしばしば用いられる史料のひとつに、『興福寺流記』がある。醍醐寺本および護国寺本『諸寺縁起集』所収の『興福寺縁起』や、藤原良世の『興福寺縁起』など、興福寺の堂舎造営過程が窺える記録は少なくないが、周知のごとく、『興福寺流記』中には奈良く平安時代に作成された資財帳（またはそれに類似した記録）の逸文が数多くみられ、同寺の草創より治承四年の被災に至る間の展開を考察する際に重視されてきた。

この『興福寺流記』については、近年、澁谷和貴子氏がその構成・撰述年代などを検討した論考を発表されているが、とくに当該史料に引用された興福寺資財帳の評価に関して、同氏と若干異なる考えもあるので、私見を述べて御批評を得たい。

興福寺の資財帳について

松 田 和 晃

澁谷氏の「『興福寺流記』について」と題する論文<sup>(1)</sup>は、作者・成立年代ともに不明でありながら、その記載内容の豊富さ故に重用されて来た『興福寺流記』の内容に検討を加え、同流記の利用に際して常に研究者が懐かざるを得なかった一抹の不信感を一掃せんとしたもので、資財帳の作成制度を考える上でも大変興味深い論考である。

同氏はまず『興福寺流記』を、A（巻首より、「山階流記 沙門僊之纂」の直前まで）、B（「山階流記……」以下、「○扶桑第三、……」の直前まで）、C（以下、巻尾まで）の三部分に大別し、A・B两部分に重複や錯簡が存在することを指摘するとともに、B部の「松室先徳

略頌」以下の、「目次」と中金堂院条および北円堂条は、本来A部の東金堂条の前に位置していたものであると述べている。参考のため、B部冒頭の問題部分を略示しておく。

山階流記 沙門僊之纂

一 寺家一院。方四町。抄略要在左京三条七坊。天平記云。地十八坊云云。或十五坊云云。寶字記云。寺家一區。地十六坊。十二坊餘。界地之内。三坊餘。淨人所居。

松室先德略頌

金一。北二。藥師三。塔四。西五。講堂六。東院西七。東東八。地九。第十南圓堂。

一 中金堂院。七間四面。奉安置丈六釋迦如來像。脇士四人。四大天王。

右。件佛像等者。大織冠内大臣之。入鹿大臣謀反之時。爲天下和平。王位扶持。立大願。遂入鹿誅討之後。所奉造顯也。而後。堂者。淡海公創和銅三年。造立於春日地。流記云。占春日勝地懸興福寺額云云。

同堂奉安置彌勒淨土。件佛者。養老五年西辛八月三日。淡海公御一周忌。光明皇后所造立也。銘文

云。先考贈太政大臣等云云。

又云。濃養宿禰淡海公之後橘夫人。以養老五年八月三日。爲忌日造立之。爲所天贈正一位太政大臣也。

我寺釋迦佛。大織冠造立。昔降伏逆臣。淡海公安置之。故擁護社稷國家。佛事神事。相竝勤修事。古今難有。

一 北圓堂。奉安彌勒佛像。脇士二人。羅漢二人。四大天王。

右。養老五年。元明天皇。飯高天皇。同心勅右大臣長屋王。爲淡海公忌日。造立之。八月三日。朱黑八月三日。御忌日料敷。

延曆記云。寺家一院地貳拾町云云。弘仁記同之。

(下略)

この部分については、『大日本佛教全書』<sup>(3)</sup>本の編者も、B部の北円堂条の直後にある「延曆記云。寺家一院地貳拾町云云。弘仁記同之。」に「此註恐可在上引天平記寶字記之次」と註記し、「松室先德略頌」以下の問題部分の位置に関して疑問のあることを喚起しているように、従来、当該部分に錯綜の存在する可能性は気付かれていたが、澁谷氏の指摘することく、中金堂院・北円堂両条

の記述書式について、安置仏の記事を「奉安」で書きだし、さらに「右」として堂舎または仏像の縁起を記すという、A部の書式と共通する部分が存在することは、重視すべきであろう。

しかし、同氏が、「金一。北二。……」の記事を「堂塔記載順を示した目次」と理解し、その内容とB部における堂塔の記載順とが異なることをもって、

ところが、先にあげた重複部分の記事を、Aの部分で東金堂の条の前に置くと、堂塔の記載順は、中金堂から南円堂までがすっかり先の目次のおりになる。

と述べていることについては、なお疑問が残る。すなわち、A部における堂塔の記載は、東金堂・五重塔・西金堂・講堂・東院西堂・東院東堂・東院地藏堂・南円堂・食堂・四恩堂・松院堂・東円堂の順に記されているので、かりに澁谷氏の言われるように、当該「目次」部分が「メモ程度のもではあった」としても、食堂以下の名称が欠如していることは奇妙に思えるのである。

ところで、『建久御巡禮記』には、

此一寺之内、昔古被<sup>フルク</sup>立<sup>タリシ</sup>二堂塔、宗ト在<sup>リシ</sup>十字也、  
中金堂一、北圓堂二、東金堂三、塔四、西金堂五、

興福寺の資財帳について

講堂六、東院西堂七、東院東堂八、東院地藏堂九、  
南円堂十、

其次第略頌曰

金一北二藥師三、塔四西五講堂六、東院西七同東  
八、地九第十南圓堂、

として、『興福寺流記』と類似した内容の記事が見られる。これによれば、興福寺伽藍のうち「宗ト在<sup>リシ</sup>」も十字は、金堂以下南円堂に至る順に建立されたというのであり、これを略して「金一北二藥師三、塔四西五講堂六、東院西七同東八、地九第十南圓堂、」と呼んでいたことが知られるのである。したがって、『興福寺流記』中の「松室……」は、A部の編纂以前より存在していた古説であると考えられ、

つまり、Bの部分での重複記事は、本来、Aの部分にあったものが、数度の写本を経てBの部分にまぎれこんだものと思われる。その際、Aの部分の中金堂の条の直前にあってメモ程度のもではあったと思われるが、目次の役割を果たしていた「金一。北二(以下略)。」という記事が、「松室先徳略頌」という名称とともに、Bの部分に移ったのであろう。

とする澁谷氏の説は、少なくともその後半部について肯

認しがたいのである。

二

次に澁谷氏は、『興福寺流記』に引用されている十数種の文献史料のうち、「天平記」「天平前記」「天平流記」「旧記」「或記」について、成立年代の推定を行っている。

これらの史料のうち前記三者に関しては、従来、やはり『興福寺流記』中に逸文の見られる「天平十六年記」とともに同一文献を示すものと考えるのが一般的であったが、澁谷氏は、『興福寺流記』五重塔条に、

寶字記云。高十五丈一尺。第五重已下十丈。伏盤已上五丈一尺。天平延曆記皆同。大小垂木端。并高欄。用裁金銅天平十六年記同之。(下略)

として、同一文中に「天平記」と「天平十六年記」が引用され、また、「天平記」と「天平前記」についても同様なことが食堂条に見られることから、通説の成立しえないことを主張している。たしかに、『興福寺流記』編者が引用史料の出典を記すにあたり、「天平記」のような年号＋「記」や、「天平十六年記」のような成立年次＋「記」など、同一史料に対し種々の名称を使用してい

たとすれば、同様のことが他の引用史料についても見られて然るべきであると思われるが、最も引用量の多い「宝字記」でさえ、このような例は見出すことができないのであり、『興福寺流記』所引の四種類の天平期史料を、単純に全て同一の文献であると考えてしまうことは、いささか無理があるろう。

しかし、澁谷氏の示された五重塔・食堂両条の例だけでは、「天平記」と「天平十六年記」、「天平記」と「天平前記」がそれぞれ異なっていることの証左とはなりえたととしても、ただちに四種の天平期史料全てが別個のものであると断定することは、早計と言わざるをえない。

以下、これらの史料の撰述年代について論じた澁谷氏の説を検証してみたい。

まず「天平記」について、同氏は、天平二年完成の五重塔に関する記載が見られるにもかかわらず、「安置佛像者。天平記不在所安佛等。」とあることから、「天平記」の成立時には五重塔安置仏が完成していなかった可能性が強いと考え、「天平記」は天平二年以降の撰ではあるが、天平二年をあまり下らない頃に完成したものと思われる、としている。五重塔内安置の仏像が「宝字記」に記載されているにもかかわらず、「天平記」など天平期の史料中に

見られないのは、以前から注目されていたことで、安置仏の造立が塔の完成より「やや遅れたものとみられる」という通説的解釈も、天平期史料の成立時期を五重塔建立以後、安置仏の完成以前と考えるとところから発していると思われるが、澁谷氏はさらに、天平期史料が四種に分類しうるといふ観点から、「天平記」の成立時期を、五重塔の完成時期より「あまり下らない」と推定しているのである。

ところでこうした説は、いずれも、天平期史料の原本には当時の堂舎・仏像等が原則として全て記載されていたという前提に立って、『興福寺流記』編者が五重塔条に付した「天平記不注所安佛等」なる注記は、あたかも当該部分のみ例外として仏像の記事が見られなかった故に記されたと理解しているようである。しかし、『興福寺流記』所引のわずかな逸文の内容から、原本の体裁を推測することが決して容易でないことは言うまでもなく、まして澁谷氏の如く、

『興福寺流記』に引用されている文献史料は十数種ある。その中で、資財帳の一部と思われるものは、「旧記」「天平記」「天平前記」「天平十六年記」「天平流記」「宝字記」「延暦記」「弘仁記」「或記」等で

興福寺の資財帳について

あり、その他に、取り扱い方が難しいが、「或年代記」「流記」「故記」等もこの類であろう。

と、当初からこれらの文献を資財帳であると考えた上で論を展開するようなことは、危険である。

そこで『興福寺流記』所引の「天平記」逸文を抽出してみると、五重塔のほか、東仏殿院の安置仏に關しても逸文の引用がないことが知られる（後掲史料参照）。もちろん『興福寺流記』編者があえて「不注所安佛等」と注記している部分と、ただ単に逸文が収載されていない箇所を性格を同一に考えることは出来ないかも知れないが、「天平記」逸文中に全く仏像關係記事が見られないことは、原本もしくは『興福寺流記』編者の藍本に仏像の記事が存在しなかった可能性を窺わせるものではないだろうか。すなわち、「延暦記」「弘仁記」などに比して、編者の見た「天平記」には仏像關係記事がなかったという注記したのであれば、「天平記」が単なる堂舎台帳的な史料であったということも考えられよう。また仮に「天平記」を、天平十九年に法隆寺などで作成された『伽藍縁起并流記資財帳』のようなものとするならば、当然仏像を含む殆どの資産が記載されていたことにはなるが、天平十九年の資財帳の記述様式を見ると、寺

院縁起を卷首に置き、以下、仏像・經典類・一般資財・寺院地・建築物・土地・稻などの順で記すことが規定されていたと推測される<sup>(10)</sup>。したがって、『興福寺流記』のように堂宇ごとに安置仏を記すものとは、編集方針が異なっているものであり、天平宝字五年十月一日の『法隆寺東院縁起資財帳』のように、既に前半部を逸失しているようなことがあったとしても、寺院地以下の部分が伝わってれば、『興福寺流記』に引用された「天平記」程度の逸文は供給しうるのである。

以上のように、『興福寺流記』編者の監本における五重塔安置仏記事の有無と、「天平記」の成立時期とを分離して考えるならば、塔安置仏の造立を五重塔の完成時期より遅らせるような操作や、「天平記」の成立を天平二年に近づけることなども、必要なくなるであろう。

次に「天平前記」について澁谷氏は、東院西北面に開かれた門の記事が見られることから、「天平記」の成立した頃までには、西面・北面の廻廊部分は完成していたことになると考え、さらに東院では天平二年に五重塔が完成した後、僧房も造営されたことが「天平前記」からわかる、として、「天平前記」の成立を五重塔・僧房・廻廊の整った頃に想定し、「天平記」より以降の成立と

なるうか、との結論を得ている。

しかし、「天平前記」の逸文は「天平記」より更に少なく、後掲のようにわずかに廡廊・食堂院・僧房・蔵院の各条で引用されているだけであり、しかも「天平記」成立以前に行われた東院伽藍の建立次第として、五重塔——僧房——廻廊という順序を、澁谷氏が特別の根拠も示さずに掲げられたことは理解に苦しむ。「天平前記」に記された廡廊は東金堂院（東仏殿院）伽藍に含まれるものであるが、僧房は東院内の建築物であり、五重塔などのある東金堂院と、その東方にある東院とがそれぞれ別個の区画であることはあえて言うまでもなく、単純にそれらの建立時期を比較・編年することは出来ないのである。

なお、『興福寺流記』によれば、僧房以外の東院伽藍は、

西檜皮葺堂

天平宝字五年（又は元年）<sup>(12)</sup>

東瓦葺堂（小塔堂）

天平宝字八年以降

檜皮葺後堂（地藏堂）

宝龜三年

瓦葺門

延暦以降

の順で建立されたことが知られ、さらに、前掲の「松室先徳略頌」からも、創建時の興福寺伽藍中では東院部分

が比較的後期に造立されたものであることを窺えるので、東院僧房建立の時期は、五重塔完成の天平二年に近づけるよりも、天平年間中でもなるべく降してとらえたほうが良いように思われる。

ところで、『興福寺流記』所引の天平期史料を、公文書としての「資財帳」と理解するのであれば、天平二年頃に興福寺帳の作成が行われたとすることは、資財帳制度の上からもさらに疑問がある。資財帳作成制度の始源は靈龜二年五月とされるが、この詔の主たる目的は、整理統合すべきような荒廃寺院を発見することと、自存可能な寺院については土地・財物に対する不正を防止する点にあった。その後、寺院併合政策が天平七年六月まで継続していることをみると、資財帳作成の目的も、当初のようなことが天平中期頃まで続いていたと推測しうるが、これら政府による資財帳の作成命令は、天平十九年の『伽藍縁起并流記資財帳』などからも知られるように、必要に応じて発せられており、それが定期的上申など制度的に整備されるようになったのは、天平宝字<sup>(15)</sup>以降のことと思われる。したがって、このような資財帳の作成頻度がそう激しくない時代に、伽藍造立期の最中である興福寺が資財帳作成を命ぜられたとは考えにくいので

あり、また、これを資財帳以外の文献と解するとしても、やはり堂舎・寺院財が一応整った時期に作成されたものとした方が、台帳という意味からも、より自然ではなからうか。<sup>(17)</sup>

次に「天平流記」については、澁谷氏の指摘する通り、『興福寺流記』中に講堂に関する逸文があるが、その本尊は天平十八年に完成しているのであるから、堂の建立もほぼ同時期と考えることが妥当であり、したがって「天平流記」の成立時期も、天平十八年より同末年までの間とするべきであろう。

以上を総合すると、「天平記」「天平前記」がいずれも天平初期の成立でなければならぬような根拠は見当たらず、また天平期の四史料がそれぞれ別の資財帳である確証も得ることはできないのである。したがって、澁谷氏の主張される、

天平年間の四つの資財帳は、成立年代順に並べると、「天平記」「天平前記」「天平十六年記」「天平流記」ということになるか。

という説には従いがたいように思われる。

ところで、「天平記」「天平前記」の両史料とも、その成立年代を天平初期に擬定しうる積極的な根拠を持た



ず、むしろ天平年間の後期に近づけるほうが好ましいとすると、『興福寺流記』所引天平期四史料の成立時期が、いずれも天平後期に集中してしまふことになる。<sup>(18)</sup>この時期にはいまだ資財帳制度が高度に発達しておらず、その作成・提出頻度も高くなかったことは既にふれた通りであるから、これらの四史料がそれぞれ別の時期に作成された資財帳であるとは、あまり考えられない。したがって、四史料のうち幾つかは、寺院財産の総合目録たる資財帳とは別種の史料である可能性もありえるであろう。しかし、さらに憶測をたくましくすれば、『天平流記』は興福寺において作成された天平十九年の『伽藍縁起并流記資財帳』であり、また「天平前期」「天平記」は、それぞれ「天平十六年記」「天平流記」の別称であったとも考えるのではなからうか。「流記」の語は、天平十九年帳を史料の初見としており、また天平十九年帳の性格を最も良く表すものである。<sup>(19)</sup>さらに、天平十九年帳は法隆・大安・元興・弘福寺において作成されていたことが既に知られているが、<sup>(20)</sup>それらは天平勝宝元年七月に諸寺墾田地の上限を定める際にも、各寺の土地現有量を把握するために利用されたように思われ、その上限設定命令中に、上記の天平十九年帳作成寺院とともに興福寺

の名が見られることから、興福寺も天平十九年に『伽藍縁起并流記資財帳』を作成していた可能性は大きいことなどを考え合わせれば、「天平流記」を天平十九年帳に擬定してみることも意義があるように思われる。なお、このように興福寺に天平十六年と同十九年史料が存したとすると、後者は天平期資財帳を代表するような「恒式」の資財帳である<sup>(21)</sup>ことから「天平記」と略称し、前者はそれ以前に作成されたという意味から「天平前期」と呼び分けたことも考えられよう。「天平記」と「天平流記」、「天平前期」と「天平十六年記」がそれぞれ同一の文献であると仮定してみても、前述の『興福寺流記』五重塔・食堂兩条に存在する、同一文中における二史料引用の記事とは、別段矛盾を生じないのである。

次に「或記」については、『興福寺流記』のA部とB部でそれぞれ二箇所ずつ引用されている。前者は東金堂・五重塔、後者は西金堂・講堂の各条であるが、澁谷氏は、A部の五重塔条とB部の講堂条で引用された部分がともに昌泰三年の『興福寺縁起』(以下、昌泰三年縁起と略す)の典拠となつているとして、「或記」の成立下限を昌泰三年に求めている。

しかし、『興福寺流記』において、

A・Bの部分での錯綜を正すと、Aの部分もBの部分も、それぞれ書式に一貫性がある、「興福寺の縁起」ということができよう。

ということは、すでに澁谷氏自身が論証していることであり、これら別種の史料中でそれぞれ「或記」なる文献が引用されていても、その名称が特に固有名詞とも思われない以上、同一文献の逸文とは考えにくい。

昌泰三年縁起がA・B双方の「或記」を引用していることについても、『興福寺流記』所収の逸文群の中には、昌泰三年縁起の記事と類似した内容を持つものが少なくないことなどを考えると、昌泰三年縁起が「或記」以外にも多くの史料をもとに作成されたことは明らかであり、しかも昌泰三年縁起と『興福寺流記』所引逸文史料の間には、例えば、

○昌泰三年縁起（五重塔条）

右天平二年歲次庚午夏四月廿八日藤原皇后發願。自臨興福伽藍。持簀運土。公主夫人命婦妹女戚皆從之。正三位中務卿兼行中衛大將藤原朝臣房前等。相率文武百官人等。共四部衆下杵示基。構立木塔。一歲之間。丹青已訖哉。塔内四方垂。并四方畫淨土也。

○『興福寺流記』

興福寺の資財帳について

①「或記」（A部五重宝塔条）

天平二年四月廿八日。光明皇后發願。自臨興福寺伽藍。持簀運土。公主夫人命婦媛。咸皆從。中衛大將藤原朝臣房前。引卒文武百官。共四部衆下杵築基。構立木塔。一歲之間造之。塔内四方。淨土安置給。

②「延曆記」（B部五重塔条）

右。天平二年歲次庚午夏四月廿八日。藤原皇后。親臨伽藍。發願乃軀提簀始基。中務卿藤原朝臣等。私云。或文云。正三位行中務卿中衛大將。同專共下杵。匪四而成。暮年而畢云云。

として、類似点はあるものの微妙な差がみられるなど、必ずしも単純な典拠の断定が出来ない部分の存在することは留意すべきであろう。

また、「或記」の成立時期の上限について、澁谷氏は、A部の東金堂条所引「或記」にある百濟伝来釈迦像の記事が、B部の「宝字記」「延曆記」「弘仁記」中に見られないことから、この東金堂後戸釈迦三尊が安置されたのは「弘仁記」の成立以降のことと考え、したがって「或記」の成立年代も、「弘仁記」の撰述より後であるとしている。しかし、先にも述べたように、断片的な逸文の

記事中に記載の見られないことをもって、寺院財自体の有無を論ずることは危険であり、しかも澁谷氏が、「宝字記」を底本とし、一部に「十五大寺日記」からの引用を混じえて成立したもの、と考えている護国寺本『諸寺縁起集』所収の興福寺縁起中に、

白濟國所送尺迦像安置佛後、高一丈二尺、大職冠御本尊也、

という、問題の仏像の記事が見られることなどは、同氏の論に検討の余地があることを窺わせよう。さらに、「或記」の内容は、A部・B部いずれも堂舎もしくは仏像に関する縁起のみであり、資財帳と言いうるかどうかも疑問であるから、

「或記」は弘仁(八一〇—八二四)年間以降昌泰三年(九〇〇)以前に編述された資財帳であると思われる。

との澁谷説には従いにくいのである。ただし、『興福寺流記』講堂条には、

或記云。天平十七年<sup>西</sup>正月。正三位牟漏女王。寢膳違例。願造像并神呪經千卷。而藏山遂遷。不果其願。

孝子從二位藤原夫人。正四位下民部卿藤原朝臣<sup>私云。勘云仲</sup>

<sup>丸。改名</sup>并願先志。當忌日造。此<sup>次字并</sup>行<sup>三</sup>銷<sup>失也</sup>。

とあり、『興福寺流記』編者が「或記」を引用しようとした際、既にその藍本は体裁を損なっていたことが知られるのであるが、昌泰三年縁起の当該部分もまた、「銷失」した部分を記していないので、「或記」が昌泰三年前に成立した史料である可能性は存するであろう。

以上、澁谷氏の論文に触発されつつ、『興福寺流記』中に引用された逸文類のいくつかに考察を加え、興福寺も法隆・大安寺などとともに天平十九年の『伽藍縁起并流記資財帳』を作成していた可能性があること等を述べて来た。『興福寺流記』は多くの資財帳もしくはこれに類する文献の逸文を収めている点で、まことに貴重な史料といえるが、本稿においてしばしば述べた様に、これらの断片的な逸文中に記事が見られぬことをもって、その逸文の原本が作成された時点における当該資財の有無を論ずることは、傍証が整わぬ限り危険であると考えられる。

なお、澁谷氏はさらに『興福寺流記』の撰述年代や、醍醐寺本ならびに護国寺本『諸寺縁起集』所収の興福寺縁起との関係についても言及し、記述内容の検討や比較を行っているが、このような厳密な比較を要する作業の底

本に『大日本佛教全書』本を用いることはあまり望ましくないように思われるのであり、論証を展開する以前の問題として、校訂の十分なテキストを得ることが必要ではなからうか。

本稿中、思い違いや礼を失した部分のあることを恐れるが、寛恕のうえ、御批正・御示教を賜れば幸甚である。なお、巻末に『興福寺流記』所収の逸文中主なものを出し・整理して掲げておく。典拠の不明瞭な逸文も随所に見られるため、必ずしも正確でない箇所もあるが、参考とされたい。

#### 註

(1) 澁谷和貴子氏「興福寺流記」について(『佛教藝術』一六〇)。

(2) 『興福寺流記』がこの三種の史料より成ることについては、既に佐伯良謙氏「興福寺流記」(小野玄妙氏編『佛書解説大辭典』三一三九七頁)にも指摘されている。ただし、それら各部の厳密な区分や名称等については、必ずしも一定していない。例えば、福山敏男氏は始めの部分を「興福寺流記」、次を「山階流記」として扱っているようであり(『校刊美術史料』寺院篇上巻所収、「七大

寺巡礼私記」解題)、いっぽう高田良信氏は、「山階流記 沙門僊之纂」の文を、『興福寺流記』を構成する三種の縁起書のうち第一番目のものの最終行と見ている(鈴木学術財団編『大日本佛教全書』第九九巻、解題三一九八頁)など、諸説あるのであるが、これら史料名等の問題についてはさらに検討を要求することであり、また本稿は澁谷氏の論を検討する都合上からも、澁谷氏が行われた区分および便宜名に従うこととした。

(3) 『大日本佛教全書』興福寺叢書一一頁。

(4) 『校刊美術史料』寺院篇上巻一二五頁。

(5) この略頌は、七文字ずつ四句に構成されており、しかも順序を示す数字が最後の南円堂に限って「第十南円堂」と、堂宇名の前に置かれるなど、相当語呂を考慮して作られたことが窺える。『七大寺并興福寺諸堂縁起』(『大日本佛教全書』寺誌叢書三一三九七頁)に、

大乘院 (略)東院西堂七。同東堂八。地藏堂九。第十南円堂。

として、明らかに略頌と関係のある記事が見られることなどは、略頌作者と思われる「松室先徳」の配慮が効を奏した一証であろう。

(6) 興福寺伽藍の建立次第は、菅家本『諸寺縁起集』(『校刊美術史料』寺院篇上巻三〇七頁)の「興福寺諸堂建立次第」に付された加筆などを見ると、数次にわたって変更されたことが知られるが、それらの諸説に比して、

『興福寺流記』『建久御巡禮記』に引用された略頌は、より古い時代に成立していたものと思われ、菅家本『諸寺縁起集』も、加筆以前の記述内容を見ると、第一〜第十の建立順位は略頌と同じであり、また、久安元年の『興福寺伽藍縁起』に「寺内十<sup>乃</sup>堂塔御建立在之。其次第有左。」として記される堂宇の順序も、略頌と異ならない。なお、この略頌の成立時期が、その内容から考えて、南円堂の建立された弘仁四年を遡りえないことは当然であるが、「松室先徳」については、『興福寺濫觴記』（『大日本仏教全書』寺誌叢書三一四〇二頁）二、諸堂建立之次第に、

○松室退轉

仲算大徳所住也。本院家空晴僧都之弟也。不知何許人。(下略)

とある仲算の可能性も考えられよう。なお『興福寺別當次第』（『大日本仏教全書』興福寺叢書二）巻之第一には「中算大徳貞元十年十月十九日入寂(四十二歳) 安和二年十月十九日云云」と見られる。

(7) ただし、年号+「流記」の呼称を用いる例は、東院東瓦葺堂条に「延暦弘仁流記同之」とある。

(8) 工藤圭章氏「東金堂」「五重塔」（『奈良六大寺大観』第七巻、興福寺一―二八頁）。

(9) 古代寺院において作成または保管されていた財産目録は、必ずしも資財帳のみではない。例えば延喜十三年の『弘福寺領田畠流記』には、資財帳のほか「水陸田目録」

「大脩多羅供財施入勅書」などの文書名が記され、また、『安祥寺伽藍縁起資財帳』中にも、恐らくは公験として保管していたと思われる土地関係書類の名が列記されている。このように、各寺院がその管理上、種々の台帳類を作成・保管していたであろうことは想像に難くなく、それらをも資財帳の範疇に入れるべきかどうかについては、さらに検討を要すると思われる。特に、資財帳の古文書学的な定義を、従来のような「資財帳というのは、寺院の敷地・建造物・仏像・經典・仏具・諸道具など、その所有する一切の財産を詳細に記した記録である。」（中尾堯氏「寺院縁起・資財帳」……『日本古文書学講座』二、古代編一―一九〇頁）とするのであれば、土地や伽藍などの断片的な逸文をもって、原本が資財帳であると即断すべきではあるまい。

(10) 天平十九年帳は従来、法隆・大安・元興・弘福寺において作成されたことが知られているが、このうち弘福寺帳は内容が全く伝わらず、元興寺帳もその中間部をほとんど失っている。したがって、内容の比較しうるものは法隆・大安両寺帳のみであるが、両帳とも記述方法は、本文に記したような順序に一致している。

(11) ただし澁谷氏は、東院というのは、「東金堂・五重塔を中心とする一画である」と述べておられる。

(12) 延暦・弘仁記は天平宝字五年二月の建立とするが、或年代記には天平宝字元年と記されていたという。

(13) 『続日本紀』靈龜二年五月庚寅条。

(14) 『続日本紀』養老五年五月辛亥条、同天平七年六月己丑条。

(15) 『類聚三代格』卷三、天平宝字八年十一月十一日付太政官符。

(16) これら古代の資財帳制度については、拙稿「奈良朝における資財帳の制について」(瀧川博士米寿記念論集『律令制の諸問題』)、同「平安朝における資財帳の制について」(『杏林社会科学研究』一)などを参照されたい。

(17) このように、寺院建立事業が一応完了した頃に寺院財産目録が作成された例としては、やや時代が降るが、貞観九年の『安祥寺伽藍縁起資財帳』がある。拙稿「安祥寺資財帳について」(『日本歴史』四四九)。

(18) なお、『正倉院文書』続々修三十五帙三裏の「寫成唯識論掌中樞要校正注文」(『大日本古文書』編年文書二四一—二五九頁)には、「興福寺檢財帳一巻」の名が見られる。「寫成唯識論掌中樞要校正注文」は、茨田(久治麻呂)の名が記されていることから、天平十六年の文書と推定されているが、「興福寺檢財帳」に関する詳細は全く不明である。

(19) 拙稿「流記の意義について」(『続日本紀研究』二二〇)。

(20) 『続日本紀』天平勝宝元年七月乙巳条。

興福寺の資財帳について

(21) 大安寺帳巻末には、「僧綱所、左大臣宣稱、大安寺縁起并流記資財帳一通、綱所押署下於寺家、立爲恒式、以傳遠代者、加署判下送、今須謹紹隆佛法、敬誓護天朝者矣、」とある。

(22) 本稿は、澁谷氏の論考のうち、主として天平期の興福寺資財帳に関する部分について、私見を述べたものである。したがって、さらに同氏が言及している『興福寺流記』の成立に関する問題については別の機会に譲ることとし、ここでは二、三、気の付いた点を注記しておくにとどめたい。

まず、『興福寺流記』B部の成立時期の下限については、高田良信氏が「(前略)最も新しい年号として、元暦元年(一一八四)一月二二日があることから、本縁起は、元龜(筆者注、元暦カ)二年以降の作成であろう」と推察できるが、その編者の明記はない。」と述べている(高田氏前掲解題)。すなわち、西金堂条の十一面觀音に関する縁起中に「其後元暦元年<sup>甲辰</sup>十二月廿二日。奉移西金堂」とあることをもって、撰述時期の上限とするのであるが、これに対し澁谷氏は、当該年紀を含む記事の箇所は、伝来過程の写本作成時に追加されたものと考へ、「この紀年のある記事は、Bの部分全体の撰述年代を決定するほど重要なものとは思えない」としている。『興福寺流記』B部は、資財帳などの史料の逸文を引用した箇所と、編者の注記部分、そして典拠不明の記事な

どで構成されているのであるが、澁谷氏はこの典拠不明記事を後世の追加と理解しているようであり、問題の紀年を含む部分(十一面観音と寿広和尚の靈驗譚および治承四年の罹災を経て再び西金堂に安置されるに至った経緯を記した記事)の前の行にある、「壽廣和尚觀音奉負事。上記之。可見合。」の一文についても、「上記之。」

は『興福寺流記』A部の中の類似記事を示すものと考えられている。しかし「壽廣……」の数行前には、「十一面觀自在菩薩一軀。在光座。已上金色。弘仁記同。後代壽廣和尚。安長八尺十一面觀音。緣起并年序可尋。」という

記事が存在するのであるから、この中の「後代壽廣和尚。安長八尺十一面觀音。緣起并年序可尋。」なる編者注記に対応するものと解したほうが、より自然ではなからうか。すなわち、「壽廣和尚觀音奉負事。」は、以下に記された靈驗譚の標題部分であり、「上記之。可見合。」はこれより先に十一面觀音關係記事の存在することを示した編者の注記であると考えれば、元暦元年の紀年を持つ記事と『興福寺流記』B部編者の關係を否定する必要はなくなるように思われるのである。

なお『興福寺流記』B部の成立時期を治承以後に求めざるをえない内容の記事が、東金堂条にも存在する。すなわち、新羅より伝来したと言われる東金堂後戸釈迦三尊の由緒等を述べた記事中に、

今度日記云。件像。自新羅國所貢佛也。前前炎上之時。皆以奉取出畢。而今度不能奉取出。中尊無首。

脇士兩軀。或全體破損。或半身損壞。又同堂正了知大將。奇代靈像也。寛仁炎上之時。自踊出。時人號之云踊大將。而今度大十師辨基。纒奉執出御首。

とあり、治承四年の罹災における状況を「今度日記云」として記していることである。澁谷氏は、この記事の典拠たる「今度日記」が、さきの西金堂条における靈驗譚の後の割注に「又有別日記。」と見えるものと同一の史料と思われることから、西金堂条に記事の追加が行われたのと同時期の加筆であると解釈しているようである。しかし、同氏の論拠が西金堂条の靈驗譚掲載時期に依存している限り、あまり説得力は認められないのではなからうか。

ところで、『玉葉』治承五年正月卅日条には、前年十二月の兵火で被災した興福寺伽藍より搬出された仏像等の安置場所について、正月廿九日付で権右中弁光雅より季長へあてた文書が写し留められているが、この文書に副えられていた寺家注文中に、

東金堂後戸。釋迦三尊像事。脇士。觀音。虚空藏。

件像。自新羅國所貢佛也。前々炎上之時。皆以奉取出。而今度。不能奉取出。中尊無首。脇士兩軀。或全體破損。或半身損壞。當時奉渡新藥師寺堂。

東大寺末寺。又同堂正了知大將。希代靈像也。寛仁炎上之時。自踊出。時人號之。云踊大將。而今度。十大師

辨基。纒奉取出御首。安置龍花院小房。寺外件等像安

置何所。可被行修二月哉。自二月一日。至七日修之。萬壽四年始行。至去年無退轉。

西金堂。十一面觀音本緣事。

件像者。壽廣和尚。尾張國人也。住南京學法相宗。才過行梯問坂之前。腰谷池邊之間。暗有音喚已。壽廣令驚

詞。瞻視四方。敢無人。于時。存鬼喚由。護身結

界。徘徊之間。西田中。又有此音。行彼所。尋求之

處。十一面觀音像。額已上自土所出現也。爰壽廣歡

喜掘出。洗泥土。自負來。奉立南大門祈之。何堂可

奉安置哉。思惟之間。童子自然出來示云。安置西金

堂云々。和尚不信。欲安全堂。負之如盤石。仍欲安

西金堂之處。舉動如輕毛。自南端戶奉入之。天長二年乙巳二月五日別當修圓僧都時。

自爾以降。南扉于今無開。而今度燒失之

刻。本師嚴宗。捨身入堂内。自炎中奉懷出。奉安置

嚴宗小房。件小房。在西金堂後松院。寺中所殘小房三字内也。件像。安置何所。可

被行修二月哉。自二月一日。至于七日修之。自貞觀十一年。至去年。全無退轉。

とあり、『興福寺流記』B部の東金堂条に見られる後戸

釈迦三尊の記事および西金堂条の十一面觀音靈驗譚と酷

似した部分が存在している。したがって『興福寺流記』

にある「今度日記」とは、当時の寺要日誌など、この寺

家注文と密接な関係のある記録と考えることができよ

う。

次に澁谷氏は、『興福寺流記』C部について、当該部

分中に「釋迦院雙紙在<sub>レ</sub>之寫畢」とあることから、この

釈迦院は「興福寺の子院の中には見当たらず、廢絶され

興福寺の資財帳について

た院家の中にも入っていない。仮に、興福寺に存在して

いたとしても、近世になってから創設され、まもなく廢

絶されたようなものであったにちがいない。」と考え、C

部中の釈迦院所蔵にかかる部分がA・B部と伝来の系譜

の異なることを指摘している。C部がA・B部と異なる

性質のものであることは、その書式や内容からも容易に

推測しえ、成立時期も他の部分と同一に扱えないことは

既に知られていることであるが、「釋迦院」については、

『興福寺領朱印并坊舎知行之事』（『大日本佛教全書』寺

誌叢書三―四六四頁）所収「興福寺坊舎知行之覺」中の

「慈門院」に、「初釋迦院」と朱書が記されており、改称

されたことが知られる。また、明治初年の神仏分離によ

り、一乘院をはじめとする門跡・院家・住侶一同が春日

社の神官となるに及んで、明治二年三月、慈門院は相樂

へと改号している。ともあれC部の成立については、さ

らに記事内容の詳細な検討が必要であろう。

なお、澁谷氏はさらに『興福寺流記』と『諸寺縁起

集』所収の興福寺縁起との関係についても論及している

が、いくつか疑問な点が存在する。例えば同氏は、

（前略）『造興福寺記』を見ると、五重塔の縁起が

醍醐寺本『縁起』の五重塔の条と全く同じであるこ

とに気付く。醍醐寺本『縁起』の五重塔の記事は、

興福寺流記』所引の「或記」が典拠であることは先

にも述べたが、「或記」から醍醐寺本『縁起』に移行



する際には、若干の改変等が認められる。ところが、『造興福寺記』になると、改変された部分もそのまま書写されているところから、『造興福寺記』が成立した永承年間には、既に醍醐寺本『縁起』は文書を作成する際、参考文献と成り得る価値を有していたものと思われる。

としているが、これら三種の史料における五重塔の記事は、それぞれ、

○『興福寺流記』所収「或記」

或記云。天平二年四月廿八日。光明皇后發願。自臨興福寺伽藍。持實運土。公主夫人命婦媛。咸皆從。中衛大將藤原房前。引卒文武百官。共四部衆下杵築基。構立木塔。一歳之間造之。塔内四方。淨土安置給。

○醍醐寺本『諸寺縁起集』興福寺条

右天平二年歳次庚午夏四月廿八日、藤原皇后發願、自臨興福寺伽藍、持實運土、公主、夫人、命婦、姝女、咸皆從也、文武百官人等共四部衆、下杵築基、樓立木塔、一歳之間舟青已訖哉、塔内四方安置淨土矣。

○『造興福寺記』永承二年七月十八日条

昔天平二年四月廿八日。光明大皇后。發願自臨此伽藍。欲建立塔婆。臂實運土。公主夫人。命婦采女。咸皆從之。正三位行中務卿兼中衛大將藤原朝

臣房前等。相率文武百官等。共四部衆。下杵築基。構立木塔云云。

となっており、『造興福寺記』と醍醐寺本『諸寺縁起集』興福寺条の当該箇所が、とうてい同一でないことは瞭然である。ちなみに、澁谷氏も醍醐寺本『縁起』(同氏論文の注によれば底本は『校刊美術史料』本)と『興福寺流記』(同『大日本佛教全書』本)の記事の比較表を掲げているが、その醍醐寺本『縁起』として示された史料(同氏論文表5)は、

天平二年(歳次庚午夏)四月廿八日

藤原皇后發願自臨興福寺伽藍

持實運土公主夫人命婦姝女咸皆從(之)

○文武百官人等

共四部衆下杵築基樓立木塔

一歳之間丹青訖哉塔内四方安置淨土矣

○…脱字 □…誤字或いは異字

( )…『興福寺流記』中には現われ

ない文字及び文

となっており、実際の『校刊美術史料』本と随所に食い違いを見せている(前掲史料参照)。あるいは誤植かとも思われるが、これでは同氏の主張される「改変された部分もそのまま書写」という箇所が具体的にどの部分であるのか不明である。

このように、同氏が論考中に掲げた史料と注において

示された底本の原文との間に齟齬のある箇所は、上記部分に限らず随所に散見するので、仮に別の底本を用いられたのであれば、その理由と藍本名を明記すべきであろう。また、醍醐寺本『縁起』の底本として『校刊美術史料』を用いながら、護国寺本『縁起』にはあえて『大日本佛教全書』を使用しているのも不思議なことである。

『興福寺流記』引用逸文一覧

凡 例

- 一、『興福寺流記』に引用された逸文のうち、「天平前記」「天平十六年記」「天平流記」「天平記」「寶字記」「延暦記」「弘仁記」の記事を抽出・整理した。
- 一、底本は『奈良六大寺大観』本（第七卷、興福寺一一〇三頁）を用いた。なお、特に明示しない限り、論文中で用いたものの底本も同一である。
- 一、「寶字記」については、護国寺本『諸寺縁起集』所収の興福寺縁起との異同を示した。
- 一、底本の改行箇所や、逸文間の連続しない部分その他に、適宜／を挿入した。
- 一、逸文の所属箇所を（ ）中に注記した。また、逸文以外であっても、原本の内容・体裁等に関係する語句などは、「」「」中に示した。
- 一、典拠不明のものは前後の関係から推定したが、必ずしも断定できぬものについては※印を付した。

「天平前記」逸文

○廊一條。西方長廿七間。西門二門。各高一丈二尺七寸。長三間。各別一丈。廣一丈六尺。北小門

○食堂院。南西北方各門二間。

※食堂一間。高二丈一尺。廊柱高一丈四尺四寸。長九間。間別一丈四尺。廣五丈七尺。南細殿一間。高一丈五尺。長九間。間別一丈四尺。十二丈六尺。廣三丈。食堂盛殿之間近廊一間。高一丈。廣一丈

二尺。長二間。間別一丈三尺。食堂東僧房之間近廊一間。高一丈。廣一丈二尺。長八間。間別一丈四尺。井殿二間。一。高八尺四寸。廣一丈三尺。盛殿一間。

高一丈一尺。廣二丈一尺。長八間。間別一丈。廚殿一間。高一丈七尺。廊柱一丈一尺。長九間。間別一丈四尺。警殿。高一丈六尺。廊柱一丈二尺。廣四丈。〔字一圓也〕

米殿。長二丈。高一丈二尺。長九間。間別一丈四尺。倉代。廣二丈。長九間。間別九尺。器殿。廣二丈六尺。長九間。間別一丈四尺。高一丈二尺。廊柱一丈一尺。長九間。間別一丈四尺。高一丈二尺。大炊殿一口。高一丈九尺。

廊柱一丈一尺。長九間。間別一丈四尺。廣四間。間別一丈四尺。

○(東院僧房一間)高一丈三尺。廊柱一丈。長廿七丈。廣十三丈。

○藏院。東南各門一門。

「天平十六年記」逸文

○（五重塔一基）大小垂木端。并高欄。用裁金銅筋。

○三面僧房。

※東西僧房二間。各高一丈六尺六寸。廣四丈五尺。／小子房二間。各高一丈二尺。廣一丈五尺。／北僧房一間。高東／北僧房一間。西

高廣并同東西方。長十／小子房。長如大房。高廣九間。間別二丈二尺。并如東西小子房。／又副板葺小子房一間。

「天平流記」逸文

○講堂一基。／九間。間別一丈六尺。／架端皆用金塗裁銅。

興福寺の資財帳について

「天平記」逸文

- (寺家一院)地十八坊／或十五坊
- (南長者門)名花努作波。／以西瓦屋一區。
- 東野廿八町。或廿七町。南水室一。穴池二堤。栗松等林。墾田二段。東水室。南深谷口。西大道。北寺後小道直登黑葛中尾
- (南大門一字)廣二丈八尺。／金泥裁銅／門守屋二間。在門外左右／東西在曲殿。各有脇門
- (北外一字)小門有四門。東西各一間。北二間
- 步廊一條。南門左右各七間。東西各十七間。／堂左右各六間。
- (東佛殿院佛殿一基)角架并長押等
- (五重塔一基)高十五丈一尺。第五重已下十丈。伏盤已上五丈一尺。
- (五重塔安置佛像)「天平記不注所安佛像等。」
- (檜皮葺雙堂一口)「天平記云殿又則是歟。私云不審也。又注殿廊門二口。而文不委。」
- (南細殿一間)廣三丈。

○寺家一區。地十六坊。十二坊餘。界地之内。三坊餘。淨人所居。

○南花園四坊。在池一堤。

○西菓園二坊。在三條六坊。在國地二坊。寶字元年十月六日。依勅施納也。

○北治者院檜皮葺屋二口。一口。長四丈。廣一丈八尺也。一口。長一丈五尺。廣一丈。檜

皮葺室一口。長二丈五尺。廣一丈八尺。

○（東野廿七町）東至氷室西垣。西限大路。南深谷口峯。北從東寺南道中直登春日里。

○（南大門一字）長七丈八尺。廣三尺。加端。皆用裁金銅。左右侍立石。分別内外矣。／

狹門二口。

○東西北各有二口門。

○（金堂一字）長十二丈四尺。／廣□八尺。／大小垂木端并高欄用截金銅筋。

○興福寺舊名山階寺。亦云厩坂寺。此寺之興也。創于飛鳥板蓋宮御宇天豐財重日足姬天皇之代焉。至于

興福寺の資財帳について

〔興福寺縁起（護国寺本『諸寺縁起集』所収）との異同。〕

寺家一區云なし。

南花園云なし。

西菓園云なし。

北治者院云なし。

東至氷室云なし。

長七丈八尺云なし。

東西北云なし。

「長」上一佛殿一基。□一なし。  
尺一丈。截一裁。

亦云一名。板蓋一坂蓋。

天皇四歲次<sup>乙</sup>之際。時世屬季。運逢此艱。王綱弛。典刑失序。于時也。蘇我入鹿。不

顧廷令。資讚。懷跋扈之情。專制朝廷威權。□□遂使九服起來。蘇之歎曰。夷有杼抽之

悲。藤原内大臣。少韜英風。早標神算。每以或遏。栖懷剋復在念。即立議曰。天下否業也。

若位曠其主。國家立崩。自此成矣。輕皇子文武天授。親賢無比。立爲君。天下誠幸甚

矣。其議已定。期有日矣。獨慮事不濟。仰發弘願。奉造釋迦文丈六像一軀。脇侍菩薩。

• 四天王等像。奉屈四天王寺。其後天下。遂定於輕皇子也。仍於山階。敬寫眞像。雖能

事云畢。然未遣請堂。• 江大津宮御宇天命開別天皇。八年歲次<sup>己</sup>冬十月。内大臣<sup>二</sup>豎入

夢。七尺不安。嫡室鏡女王請曰。別造伽藍安置前像。大臣不許。至于再三始乃絕之。便

於山階。就開眞院。世傳山階寺是也。遇于壬申之際。兵革休息。區宇安寧。鸞輿廻駕。

南都飛鳥。仍復移造高市厩坂。故亦。厩坂寺。後及和銅年中。先太上天皇。俯從民願。

遷都平城。太政大臣。又於春日。更營造焉。仍定其額。名興福寺。

○中佛殿一乘院。／釋迦丈六佛像一口。／脇侍菩薩四軀。<sup>二軀十一面觀音。藥王藥上。</sup>／四大天王像。花

乙—□。世屬—屬世。綱—綱。  
「弛」下—紐。于—なし。

廷令—沓合。「令」下—之。讚—□。  
□□—由己。曰—四。杼—杼。

更—英。或—式。剋—刻。否—丕。

立—土。「立」下—之。

獨—猶。文—なし。脇—狹。菩薩—并。

「四」上—并。屈—哢。寺—等。

云—□。堂—至。「堂」下—近。  
豎—監。

安—なし。始—なし。絶—從。

遇—逮。安寧—なし。

坂—□。亦—糸。「亦」下—名。  
天—なし。

又—なし。

一乘—なし。「院」下—佛殿一基、長一  
二丈四尺、廣八丈、大小垂木端并高欄用



木香臺一合。孔雀三翼交磯形。

○彌勒佛像一軀。高三尺。菩薩八軀。二。各高四尺四寸。二。各四尺三寸。二。各二尺五寸五分。一。二尺二寸。一。二尺。

漢僧。四口。二。各三尺八寸。一。三尺六寸。一。三尺。四大天王。一。三尺七寸。天人。十六軀。四。三尺。

三。各四尺。一。三尺七寸。／天人。十六軀。四。三尺。三寸。一。三尺二寸。一。三尺一寸。一。二尺一寸。一。二尺。一。一尺九寸五分。五。一尺九寸。一。一尺七寸五分。／金剛力士。十二軀。一。四尺。

一。三尺。／八部神。一。四尺五分。一。四尺二寸五分。一。四尺五分。一。四尺。一。三尺九寸五分。二。三尺九寸五分。一。三尺九寸。一。四尺五分。九寸五分。

尺七寸。師子二頭。薄山火爐一具。在華。玉寶頂三具。菩提樹二根。寶幢二株。華樹四寸。

根。各栖鸚鵡。鳥形二翼。

○彌勒淨土。起。竊以。花臺葉。據彼岸以正基。寶殿殊宮立中天。而啓宇用。能引四生於

苦海。威濟建津。導六趣於閻衢。俱登覺路。神力之與。其大矣乎。伏惟。先聖先考正二

位右大臣贈正一位太政大臣。日月降靈。輔。日而重彩。風雲入氣。翼舜風而添薰。方謂

山岳齋壽任。乾坤以久在。豈圖龍鶴誕。蹶躡烟霞而長往。弟子。靈祇有犯。罪瞿惟深。洒

掃之供。給天乖隔。風樹之病。僻地無邊。故奉爲所天。敬造彌勒變。不動神域。珍妙巧

興福寺の資財帳について

裁金銅筋。口一軀。菩薩一并。觀音一。世音。藥王藥上一なし。含一合。交一立。

「彌」上一蓮花四柄、二金銅、二銀銅、各納糸羅。菩薩一并。「二」上一高。

「四」上一像。口一軀。「王」下一像。「人」下一像。「四。三尺」一四各三尺六寸、二各一尺九寸五分、四各一尺九寸、一。一尺七寸五分、一。三尺一寸五分、一。二尺一寸、一。二尺、一。三尺二寸、一。一尺九寸。「土」下一像。

十一なし。「神」下一像。「一。四尺」一。四尺、一。四尺二寸五分、一。三尺九寸、一。四尺五分、一。三尺七寸、二各三尺九寸五分。

在華臺一なし。幢一なし。華一花。「翼」下一廡廊、堂西各長八丈、東西各長十二丈二尺、中門東西各長九丈四尺、並廣二丈四尺、在少門八口。

彌一弥。「土」下一縁。「葉」下一座。據一。殊一珠。引一。生一。威一威。建一迷。導六一道其。閻衢一閻衢。

「輔」下一堯。方一芳。住一經。在一存。圖一圖。誤一從。瞿一覺。

給一終。病一痛。僻一僻。邊一近。彌一弥。不動神一。

而初開。無上尊容。記良工而正寂。以華妙福奉翊尊靈。伏願。薄塵心於定水。昇彼三天。

凝真跡於禪林。超斯十地。將能仁而令契。興正覺而同符。長垂瓔珞之莊。聿御瑠璃之殿。

傍統有頂。廣被無邊。爲町芳綠。盛承景福。養老五年八月三日

○(廊等)中門東西各長九丈四尺并廣二丈四尺。

○(步廊一條)東西各廿二丈二尺。/(堂左右)各長八丈

○(南中門一基)長七丈八尺。廣二丈八尺。/架端皆用金泥裁。銅。在四王二軀從鬼八

口。/神王二鋪。/小門八口

○廣序以外。四角各。幡竿一株。二。各。金銅鳳。柱。頭各冠金

銅筒。自餘鳳。二翼備。

○圓堂院圓堂一基。八角方別一丈七尺。/瓦端并大

少垂木。及高欄等皆用裁金銅筋。

○(圓堂院安置佛)彌勒。一軀。高三尺。/脇侍菩薩。二軀。各高三尺。六寸五分。/羅漢。二軀。

各高五尺五寸。/又四大天王。各高五尺八寸。

○簾廊一條。/東西各十四丈七尺。/南門。左右各六丈二尺。/北長十五丈并廣二丈一尺。/在

珍一□。巧一□。記一詫。而一なし。寂一寔。華一茲。薄一蕩。

超一起。仁一忍。令一合。興一與。聿一なし。

統有一設□。爲町一盡叶。盛一咸。

并一並。「尺」下一在少門八口。

東西各一。堂西各長八丈、東西各長十二丈二尺。

「長」上一南中門基。金泥一なし。

「裁」下一金。在四王一。在神王二鋪並從鬼王八口。

廣序一廡廊。外一下。「各」下一在。

「二」下一株。「各」下一居。

「鳳」下一形。備一借。「備」下一元與寺、玄防僧正時。

圓一円。圓一円。少一小。皆一なし。

(円堂院條に「養老五年辛酉八月、奈保山太上天皇、飯高天皇、同勅右大臣從二位長房王、爲淡海公忌日造之」とあり)彌一弥。「勅」下一佛像。菩薩一并。

「薩」下一像。「漢」下一像。

簾廊一條一廡廊一條、東西各長十四丈

門六口。／堂一基。長八丈廣四丈四尺大。／簾廊一條。西長十九丈七尺。北長四丈。小垂木用裁金銅筋。并廣一丈一尺。在門二口。

○西院圓堂。并佛菩薩。緣起者。平城宮御宇奈保山太上天皇。并中太上天皇。爲藤原太政

大臣所造也。天皇欲令永滅有緣之塵勞。長證無等之常樂。仍勅右大臣從二位長屋王。

別造此院。并佛菩薩等像也。養老五年秋八月三日。丹青方畢。莊嚴就功。

○東佛殿院。佛殿一基。長八丈。廣四丈四尺。垂木并高欄用裁金銅筋。

○（東金堂安置佛）藥師丈六。一軀。／脇侍菩薩二口。

○「又云」。藥師淨土緣起者。神龜三年丙寅秋七月。今帝陛下。奉爲太上天皇。／寢膳不安。

勅所可敬奉造立也。

○（五重塔一基）。高十五丈一尺。第五重已下十丈。伏盤已上五丈一尺。／大小垂木端。

并高欄。用裁金銅筋。／層別在水精小塔四基。并銀朴淺著屋。無垢淨光陀羅尼。

○東方藥師淨土變。／藥師一軀。脇侍菩薩二軀。／羅漢二軀。／神王八軀。／薄

山火爐一口。在花臺。

興福寺の資財帳について

七尺、北長十五丈南門左右各六丈二尺、並廣一丈一尺、在門六口。小一なし。簾一廡。并一並。

圓一円。菩薩一并。「薩」下一等。天一なし。天一なし。

「造」下一者。有緣之一なし。等一爲。

菩薩一并。年一なし。秋一殊。畢一早。莊一莊。

「院」下一五間四面、北円堂建立以後第五年、神龜正武天皇奉爲外母元正天皇造之。四尺一なし。「垂」上一大。

「六」下一佛像。「軀」下一日光、月光菩薩一并。口一軀。「口」下一在大寶頂一蓋、添着大床、瑠璃地。

「藥」上一東堂。三一二。

勅一なし。司敬奉一なし。立一者。

「高」上一五重塔一基。一尺一なし。

并一並。「并」下一上。并一並。朴淺著一札添着。

「東」上一塔本。「師」下一佛。

菩薩一并。「漢」下一像。「王」下一像

口一具。

○南方釋迦佛土變。釋迦佛像一軀。脇仕菩薩二軀。／羅漢像六軀。淨飯王像一軀。從者八口。

／摩耶夫人形一軀。從女七人。八部神像。神王像二口。／金剛力士形二軀。／國王形三人。

／蝦夷形一人。／師子形二頭。

○(西方)・阿彌陀淨土變。彌陀佛像一軀。脇侍菩薩等廿二。白金色也。／種種鳥形十翼。

／花木四根。／薄山火爐一具。在花臺。

○(北方)・彌勒淨土變。彌勒像一軀。菩薩六口。二金色。／羅漢像四口。天人形十二人。

／薄山火爐一具。在花臺。

○每方華樹二柱。／每角神王形一鋪。／音聲菩薩以下。或立或居。左右分別。

○制底緣起者。皇后藤原。／自發弘誓所造也。皇后篤心・三業。栖襟八正。廣啓伽藍。

遂興靈塔。提篋運土。符杵□□基。公主夫人。命婦采女。并文武百寮。各相率復事。涉

夏盡秋。功夫已備。是年天平二年。歲次庚午也。

○(西金堂一字)・長九丈七尺。廣五丈二尺「不記高量」

釋一尺。仕一侍。菩薩一并。像一形。口一人。摩一麻。

像一形。像一形。口一軀。

「人」下—新羅人形一人、婆羅門人形一人。

「阿」上—西方。「變」下—阿。

菩薩一并。等—なし。「二」下—軀白—四。也—なし。種—々。

「彌」上—北方。「勒」下—佛。

菩薩一并。口一軀。口一軀。

「人」下—神王形三軀。

華—花。柱—株。音聲菩薩—なし。

每方雲の次行に「廡廊一條、西長卅七丈三尺、北長卅三丈七尺、在門五口、」

原—氏。誓—願。「造」下—者。

「心」下—於。業—乘。遂—還。

符—下。□□—始。寮—僚。復—從。

歲次—なし。  
「長」上—西佛殿一基。

○釋迦丈六・一軀。／・脇士菩薩二軀。／羅漢・十軀。／羅睺羅・一軀。梵天王一軀。帝

釋像一軀。四大天王。八部神王。師子吼一頭。菩提樹二根。寶頂一具。以金銅殊玉筋。

金鼓一基。高并臺三尺五寸五分。大輪。龍形四頭。含玉。各一貫。坐白石。面。／高五

寸五分。長二尺三寸九分。廣二尺三寸九分。在波羅門形一人。持槌

○・縁起者。光明皇后。藤原・先妣贈・一位縣因濃養橘氏忌日所造也。皇后踐霜露八崩。

・願挺搵而傷壞。永言追孝。欲報罔極。爰寄良工。令摹遺像。兼復設齋講給。屈僧施財。

是年天平六年歲次甲戌正月十一日也

○（講堂一字）・安置佛者。不空絹索觀自在・一軀。高一丈六尺。／右。從二位藤原夫人。參議

正四位下民部卿藤原朝臣。以天平十八年歲次丙戌正月。爲先考先妣。所・造立也。

○〔或記云〕天平十七年乙酉正月。正三位牟漏女王。寢膳違例。願造像并神呪經千卷。而藏

山遂遷。不果其願。孝子從二位藤原夫人。正四位下民部卿藤原朝臣。并願先志。當忌日

造。〔此次字并行三行銷失也。〕

興福寺の資財帳について

「六」下―像。「脇」上―南十一面觀音（以下、壽廣の靈驗譚あり）。

脇士云―なし。「漢」下―像。

「羅」下―形。王―像。釋―尺。

「王」下―像。吼―形二。菩提―并。

銅―銀。殊―珠。「筋」下―之。基―臺

「尺」下―中。「石」下―一。五―七。

在―花。

「縁」上―西堂釋迦丈六像及狹侍并十弟子八部神王等像。光明―なし。

「原」下―氏爲。「贈」下―從。踐―踐

八―以。「願」上―心。搵―搵。壞―懷

孝―考。罔―圖。給―經。歲次―なし。

「安」上―講堂一基、長十四丈二尺、廣六丈二尺、木端別皆用裁金銅筋、近廊一條、長二丈八尺、廣一丈六尺。

安置佛者―なし。觀―規。

「在」下―菩薩。軀―□。六―□。

「所」下―奉。立―なし。「也」下―奉

安置丈六阿彌陀、梵音、勢至、淨名文殊

四天王也。

（或記と宝字記の關係は必ずしも明確でないが、『諸寺縁起集』中に見られるので参考に掲げておく。）違―背。

願造云―仍不遂願遷化、爰孝子―造。

七二（四八五）

○(經藏一基)廣二丈二尺。

○(鐘樓一基)長四丈六尺。廣三丈五尺三寸。高二丈。

○(講堂僧房間)近廊一條。長二丈八尺。

○(東西僧坊二間)(廣)二丈。(長)廿丈二尺。

○(小子房二間)各高一丈二尺。廣一丈五尺。長同大房。

○(北僧房一間)長四丈八尺。廣同東西。

○(小子房)廣一丈五尺。

○(副板葺小子房) ※松々大々房。各四丈八尺。但廣一口四丈五尺。一口四丈二尺。

○(食堂院)・門三口。

○(食堂一間)・長十二丈／廣五丈七尺。

○(南細殿一間)・廣三丈。／長十二丈。

○(食堂盛殿之間近廊一間)(廣)一丈四尺。(長)二丈五尺。／(食堂東僧坊之間近廊

廣二丈云一なし。

長四丈云一なし。

「長二丈八尺」左一廣一丈六尺。

二丈云一なし。

各高一丈云一なし。

長四丈云一なし。

廣一丈云一なし。

松々大々房云一なし。

「門」上一食堂院。門三口一なし。

「長」上一食堂一基。

「廣」上一前殿一基。

廣三丈云一長十二丈、廣三丈。

一丈四尺云一近廊二條、一、僧房与食堂之間、長十一丈二尺、一、食堂与盛殿間

一間)十一丈二尺。/[長同也]/[近廊二條注文分]

○盛殿二口。一口長十二丈。廣四丈。一口長十二丈。廣二丈四尺。

○(廚殿一間)(高)二丈四尺。(長)十二丈

○(警殿)長十二丈

○(倉代)廣二丈。/(長)八丈五尺。

○(器殿)檜皮葺。/(廣)二丈一尺。/長八丈三尺。/廊廣一丈四尺。

○(大炊殿一口)(廣)五丈

○大衆院

○(東院僧房一間)二尺。

○(小房子一間)高九尺。廣一丈六尺。長同大房。山宝字記加注云。檜皮葺房一口長十一丈六尺。廣三丈六尺。

○(藏院)雙倉三字。一各長二丈三尺。廣二丈。高一丈六尺。一各長三丈。廣三丈六尺。廣一丈七尺。三丈。高一丈四尺。一各長三丈。廣三丈六尺。廣一丈七尺。

之長二丈五尺、並廣一丈四尺。

盛殿二口云一なし。

二丈四尺云一なし。

長十二丈一なし。

廣二丈云一なし。

檜皮葺云一なし。

五丈一なし。

大衆院一なし。

二尺一なし。

高九尺云一なし。

雙倉三字云一なし。

延曆記 逸文

○寺家一院地貳拾町。

○(四至)東限京極路。西限大路。/(南限)元興寺北小道。/北大路。

○(御門)七口矣。

○(南大門一字)廣二丈八尺。/東西側在曲殿。

○(北外一字)東西北各有二口門。

○(金堂一字)(長)九間十丈五尺。/(廣)五丈八尺。/高二丈三尺五寸。

○中金堂院。/(釋迦丈六佛像一口)飛天光須彌座。/(脇侍菩薩四軀。二軀十一面觀音。藥王藥上。)\* 已上四軀。金色。/(四

大天王像)八口。/有圓光并持器仗等/(花木香臺一合)對孔雀形三翼。各金泥花葛形/[延曆記加註云]羅腹羅像一口。坐□□。

雪山童子形四口。各持形一口。師子形二頭。各在金銅鏡。龍馬形二口。華臺一基。金銅葉。

○(彌勒淨土)二院。一具古。一具新也。

○(彌勒佛像一軀)金色。在金剛裁物光/(菩薩八軀)脇侍菩薩二軀。金色。左右菩薩二軀。佛前持華菩薩二軀[此記不見今二口。]



／（四大天王）「延曆記闕」／（天人十六軀）樂天十六口。各持樂器／（金剛力士）「延曆記闕」／（八部神）「延曆記闕」／金銅火爐。／（華樹四根）已上竝塔也。漆七床。八金墨。銑在。一院舊納。

○「延曆加記云」又正體彌勒一口。在金銅寶蓋一具。同雜玉名香銑者。／脇侍菩薩二軀。左右菩薩二軀。童形。／羅漢二口。牢度拔。鏡一面徑八寸。又廻金銅裁物。菩薩六軀。各持樂器。神一口。

／夫人形一軀。金銅火爐一具。在花臺。／寶樹二基。并金銅葉。在一院新納。

○彌勒淨土。

右。養老四年歲次<sup>庚申</sup>秋八月三日。贈正一位太政大臣薨也。繼室贈從一位內侍縣獨養橘夫人自以敬造。

○（南中門一基）廣二丈八尺。／架端皆用金泥裁銅。／從鬼各四口。

○金銅燈爐一基。高九尺。／金銅金鼓一基。口徑一尺五寸五分。在金銅寫形。并修之。

○（圓堂院圓堂一基）高一丈六尺／瓦葺。

○（圓堂院安置佛）（彌勒一軀）丈六。／（脇侍菩薩二軀）「延曆記不記長。」／（羅漢二軀）「延曆記不記長。」／（四大天王）

「延曆記加注云」繡佛一鋪。／「延曆記又不記長。」二副師子形二口

○（簾廊一條）瓦葺／（東西）十丈四尺

○(南門左右各)六丈三尺。/(廣)二丈/高八尺五寸

○<sup>※</sup>瓦葺門一口

○右安置埵彌勒佛并四王像也。養老五年<sup>辛酉</sup>秋八月。奈保山太上天皇。飯高天皇。同勅右大臣從二位長屋王。爲贈太政大臣藤原公忌

日。而令敬造。

○(東金堂安置佛)(藥師丈六一軀)在光金色/(脇侍菩薩二口)有座。/涅槃佛像一軀。高一丈。奉爲國家。僧惠林等之所奉造也。

○(藥師淨土緣起者。神龜三年<sup>丙寅</sup>秋七月。)感神天皇。(奉爲太上天皇。)寢膳乖常。降勅所造之。

○純銀彌勒佛像一軀。在光座。/金銅鑄彌陀像一軀。在光座。/脇侍菩薩二軀。在座光漆床。以金銅鑄。/彌勒佛一軀。在座光。懸紫續帳。裏貼十

條伊呂部。但八條各長一丈。座徑八角足床。/脇侍菩薩二口。在座光。居障角足床。

○(五重塔一基)高十五丈一尺。第五重已下十丈。伏盤已上五丈一尺。/中四層層別。在小塔四基。金銀礖形上金銅花座重立水精塔。別納舍利一粒。各納淺塔形八口著鐐

○(東方藥師淨土變。藥師一軀。脇侍菩薩二軀。)并金色。/(羅漢二軀)阿難舍利弗像。/(神王八軀)已上漆色。/(薄山火爐一口)金銅。「延曆記加注云」補翼并像六口。

○(南方釋迦淨土變。釋迦佛像一軀。脇侍菩薩二軀。)并金色也。/(神王像二口。)并居小具床。/金剛力士各一口。/(國王形)二口。/毛人波羅門人形一人。/「延曆加記云。」新羅人形一口。太子形一口。

○(西方阿彌陀淨土變)脇侍二菩薩佛像二軀。已上金色。音樂菩薩八軀。/持化佛菩薩像二軀。花座菩薩八軀/命々鳥二翼。持銅鈸子鶴

形二翼。/孔雀形二翼。鸚鵡形二翼。已上綵色。/寶樹二柱。/\* 鶴形二翼。已上綵色。/(薄山火爐一具。)金銅

○(北方彌勒淨土變)脇侍菩薩像二軀。已上金色。圍繞菩薩四軀/樂天形十人。合掌天二二口。牢度跋提神形一人。持花神王形二口。/

(薄山火爐一具。)金銅

○(每方)寶樹八株。/四王像四軀。湔州一軀。已上綵色。

○右。天平二年歲次<sup>庚午</sup>夏四月廿八日。藤原皇后。親臨伽藍。發願乃軀提篋始基。中務卿藤原朝臣等。/同專共下杵。匪四而成。暮年

而畢

○檜皮葺雙堂一口。/長六丈八尺。廣三丈。高一丈六尺五寸。/副殿。/檜皮葺掃守殿一口。五間。高一丈七寸。廣二丈。長五尺。板敷。/彌陀丈六一軀。

脇侍菩薩二軀。已上金色。/地藏菩薩一軀。羅漢像拾軀。已上綵色。/藥師檀像一軀。脇侍菩薩二軀。并座光。/不空羂索檀像一口。在座光。

彌陀淨土畫一鋪三橋。在聖佛。高并座基六尺。基一基。/地藏像一軀。在光綵也。

○(廊一條。)西方長廿七間。

○西金堂一字。／高一丈九尺〔長廣同前(長九丈七尺。廣五丈二尺。)]

○(釋迦丈六一軀。)在光座／(脇士菩薩二軀。)在光座。／十弟子。／(寶頂一具。)金銀裁物。寶蓋在金銅裁物。曹甲玉幡八流。

／(龍形四頭)其遠川百石

○〔延曆記加注云〕阿彌陀佛一軀。

在光座。又重座八角華足小瓶敷甲纏褥。又重座／不空霜索觀自在菩薩一軀。在光座。／十一面觀

自在菩薩一軀。在光座。已上金色。

○安置釋迦集會像也。天平六年歲次<sup>甲</sup>正月十一日。贈從一位內侍尚侍縣獨養橘大夫人薨。仍仁政皇后。奉爲先妣。敬造件像

○(講堂一字。)廣一丈六尺。／柱高一丈五尺五寸。／(安置佛)不空霜索菩薩一軀。在寶殿

○□□貳基。

各敷紫端茵一枚。各縣雜玉小幡。并冑甲蓋。上居金色鳳形。各七翼。各漆足。別机獸尾禪机一具。黑柿脇息一足。在褥。跡<sup>跡</sup>如意一柄。

○(經藏一基)(長)二尺／柱高一丈九尺。角架并高欄端。用裁金銅筋

○(近廊一條。)[延曆記加注云]銅鐘一口。龍頭并高九尺一寸。徑五尺五寸。厚四寸五分。

○(食堂一間。)[長十二丈

○(南細殿一間。)高一丈五尺。／長十二丈

○(食堂盛殿之間)通行廊。／高一丈。(廣)一丈四尺。／(長)二丈五尺

○聖僧一口。在漆床榻。〔私云。此記□堂盛殿聖僧餘事不記之。弘仁記同之。此等諸記。不注建立年。同之。〕

○(東院。西檜皮葺堂一字。) 高二丈。廣四丈。長九間。各長一丈。廣二丈。高一丈三尺五寸。 前在細殿。

○右。安置觀世音菩薩像。傍安繡繪二鋪也。以天平寶字五年辛丑春二月。正一位藤原太師奉勅。淡海公一男 武智磨一男奉為仁政皇太后。造堂安像。

同年冬十月八日。太師自願。奉為感神天皇。聖武天皇也。敬造繡補陀洛山淨土變。而安西邊也。奉為仁政皇后。敬造繡阿彌陀淨土變。而

安東邊。

○〔延曆記加記云〕阿彌陀丈六像。在金銅裁物光座。脇侍菩薩二口。各在金銅裁物光座。上金色。寶樹二株。師子形二口

○瓦葺小塔堂。廣四丈八尺。在板庇敷板。右□□□□十方。傍安彌陀佛一切經也。其小塔者。以寶字八年歲次甲辰秋九月十一日。孝謙天皇。

高野也。非兵草部。造一百萬小塔。領下十大寺之一也。

埵阿彌陀佛像。并脇士菩薩像。并像正三位尚侍尚藏藤原夫人。為往生因所造也。其一切經。同夫人奉為所天故正一位右大臣藤原

先考左右京大夫藤原文。先妣從四位下堂麻氏。夫人以水田五十町。永入寺家安置所。像及一切經論。夜夜長鑄燃燈。日日屈三僧轉

讀一切經卷。〔三諸□□息。延曆弘仁流記同之。〕

○(安置佛等。)彌陀丈六。脇侍二菩薩。已上三軀金色。各右金銅。〔此外加注云〕彌勒檀像一軀。脇侍菩薩二軀。縫僻子釋迦淨土變

一臺。高五尺。廣四尺。繼彌陀淨土變一臺。高廣同上。

○檜皮葺後堂一字。亦名地藏堂。右安立塔。阿彌陀像并脇侍菩薩。羅漢十軀。藥師佛。并脇侍檀像一龕。不空羼索菩薩檀像一龕也。以寶龜

三年己亥春二月廿二日。孝婦從三位尚侍商藏大野命婦。孝子從三位治部卿藤原家依朝臣等。奉爲所天太政大臣藤原文。敬造件堂佛菩

薩大乘經論等。暮年勅莊嚴成就也。／在瓦葺門三。〔此記不注双堂佛生。〕

○寺家一院地貳拾町

○（御門）九口矣。

○近江大津宮馭寓天武天皇二年。歲一在大俗同中呂。大織冠藤原内大臣諱鎌子之所建也。始開基於北畿之山階。後結構於南都之厩坂。

至於和銅三年。歲在闍茂。龍興雲從。虎嘯風生。更閱春日之勝地。重翻秋夜之高天

○（中金堂安置佛）彌勒淨土ノ右養老四年歲次庚申秋八月三日。贈正一位太政大臣薨也。繼室贈從一位内侍具独養橘夫人自以敬造

○金銅金鼓一基。口徑一尺五寸五分。在金銅葛形。并修之。

○右安置 彌勒佛并四王像也。養老五年辛酉秋八月。奈保山太上天皇。飯高天皇。同勅右大臣從二位長屋王。爲贈太政大臣藤原公忌日。

而令敬造。

○（西院安置佛）釋迦丈六像一軀。脇士菩薩二口。并有光背。

○（東金堂安置佛）涅槃像一軀。奉臥涅槃繪大床。覆帛帳一條四副。〔右破令移西金堂。〕

○脇侍菩薩二口。在座光。居障角足床。

興福寺の資財帳について

○「弘仁記加注云」維摩像一軀。文殊一軀。觀音像一軀。虛空藏像一軀。／梵天帝釋二口。天王四柱。金剛蜜迹一柱。正了知神一柱。

羅 羅一柱。天女像一柱。一菩提樹神。一鬼子母天。一大辨才天女。一毘摩天女。餘二不注名。各供養願文中。有吉祥天。并堅牢地神彼文「已上在金堂東金堂也。」

○（五重塔安置佛）（東方藥師淨土變）（薄山火爐一口。在花臺。延曆記云。金銅。延曆記加注云。補翼并像六口。「弘仁記不注之。」）／（西方阿彌陀淨土變）（音樂菩

薩八軀）「弘仁不記」／（命々鳥二翼。持銅欽子鶴形二翼。）「已上四鳥。弘仁記不記」／（北方彌勒淨土變）（薄山火爐一具。

在花臺。延曆金銅。「弘仁不記」

○細殿一口。廣一丈四尺一寸。七間板敷。

○（西金堂安置佛）十一面觀自在菩薩一軀。在光座。已上金色。

○（講堂一基）長十三丈九尺。高二丈二尺五寸

○阿彌陀丈六一軀。脇侍菩薩二軀。各在光座。彩色四天王像四柱。寶冠三蓋。四王怙座榻四前。裏小商市。

木如意一柄。雜經八百卅六卷。八十三已上延曆十年三月十日。藤原皇后宮周忌御齋會。奉造奉寫。并舊蹤。維摩會表白云至延喜二

年癸亥右大將大納言□下。奉造淨名文殊兩大菩薩像。合會庭無所闕。

○（鍾樓一基）長四丈六尺。廣三丈五尺三寸。高二丈



○(食堂一間)瓦葺堂。

○(私云。此記□堂盛殿聖僧餘事不記之。「弘仁記同之」。此等諸記。不注建立年。同之。)

○(東院)右安置觀世音菩薩像。傍安繡繪二鋪也。以天平寶字五年辛丑春二月。正一位藤原太師奉勅。淡海公一男 奉為仁政皇后。造武智磨二男

堂安像。同年冬十月八日。太師自願。奉為感神天皇。聖武天皇也。敬造繡補陀洛山淨土變。而安西邊也。奉為仁政皇后。敬造繡阿彌陀淨

土變。而安東邊。

○三所□□息。「延曆弘仁流記同之。」

○(東院東瓦葺堂安置佛)繼彌陀淨土變一臺。高廣同上(高五尺。廣四尺。)

○檜皮葺後堂一字。亦名地藏堂。右安立塔。阿彌陀像并脇侍菩薩。羅漢十軀。藥師佛。并脇侍檀像一龕。不空索菩薩檀像一龕也。以寶龜

三年已亥春二月廿二日。孝婦從三位尚侍商藏大野命婦。孝子從三位治部卿藤原家依朝臣等。奉為所天太政大臣藤原文。敬造件堂佛菩

薩大乘經論等。暮年勅莊嚴成就也。

○新圓堂一字。八角。長二丈二尺一寸。高二丈九尺二寸。以瓦檜皮交葺。金銅燈爐一基。六角。高六尺四寸。紺紙金字法華經二部。無量義經一部。普賢經一卷。已上。

／檀紙同色涅槃會。水精軸。拾祖緒。袂織物縫壽錦。裏緋綾惣納漆渥銀平文櫃二合居同平文華足小机敷自供養僧形四柱。合居榻。善

珠僧正一柱。居榻後在讚文設子。玄寶禪師像一軀。居榻後在讚文設子并捻。思禪師像。智者禪師像。一行禪師。惠果。善無畏三藏。金剛智三藏。玄奘三藏。各在從者。并上在御筆讚文。〔私云。此記不得佛等意何。〕